

新年度を迎えるにあたって

岩手県中小企業団体中央会
会長 鈴木 宏 延



3月9日、日銀の福井俊彦総裁は、01年3月から5年間にわたって続けてきた量的緩和政策の解除を宣言いたしました。デフレ進行による景気底割れ回避のために実施した異例の政策から脱し、金融政策の正常化に一步踏み出したものです。

導入当時の日本経済を振り返ると、消費者物価などの下落が続き、銀行も巨額の不良債権を抱え、民間企業のリストラも道半ばで、デフレ進行を放置すれば景気が底割れる危険がありました。それから、5年がたち、日本経済の風景も変わり、昨年のGDP成長率は2.8%にまで回復、日銀が量的緩和解除の条件としてきた生鮮食品を除く消費者物価上昇率も本年1月まで4ヶ月連続でゼロ%以上になったわけであります。こうした景況等への判断が、解除を決定させたわけですが、皆さんはどう感じていらっしゃいますでしょうか。

3月23日に国土交通省が発表した本年1月1日時点の公示地価は、東京、大阪、名古屋の三大都市圏の商業地は15年ぶりに上昇に転じたものの、依然として、地方における資産デフレは続いております。岩手県においては、昨年来の原油高によるコスト増の部分さえも、その商品・製品又は料金を転嫁できていないのが現状ではないでしょうか。その上に、金利上昇によるコスト負担が重くのしかかってくれば、地域中小企業の活力は失われてしまいます。ゼロ金利解除等の金融政策については、十分な配慮を期待したいところであります。

さて、国の平成18年度の予算には、中小企業対策として、1,204億円が計上される予定になっております。三位一体改革により18年度から地方向けの補助金が169億円廃止されたことにより、前年比7.4%の減少となりました。

昨年4月に施行された「中小企業新事業活動促進法」に基づく、創業・経営革新・新連携への支援メニューに、新規事業として、国の重要産業分野の競争力を支える基盤技術（鋳造、鍛造、めっき等）の高度化に向けた「戦略的基盤技術高度化支援事業」を創設、また、中心市街地活性化対策に係る「コンパクトシティへの取り組み」については、「少子高齢化等に対応した商業施設整備事業」の創設を含め、大幅に拡充される予定になっております。

本会におきましては、これらの事業を利用される皆様へのサポートを積極的に行っていくとともに、岩手県独自の中小企業向けの施策を紹介・提案しながら、県下中小企業組合及び中小企業者等の振興をはかっていく所存であります。

とりわけ、本年度については1.組合の新規事業展開等への支援、2.個別組合への指導・サービスの充実強化、3.新連携への取組促進、4.ワンストップサービスの充実強化、5.政策提言活動の強力な推進 を基本方針に能動的且つ積極的に事業展開して参りますので、従来にも増してご支援を賜りますようお願い申し上げます。

平成 18 年度中央会事業の基本方針

中央会は、今後とも「中小企業連携組織の専門支援機関」としての役割を果たしていくため、これまで中小企業組合支援の過程で培ってきた知識・経験、いわゆるコーディネート機能を発揮するとともに、新しい時代の連携組織を含む広範な中小企業のニーズに対して、支援のスピードアップ・効率化を図り、サービスを充実・強化し、中小企業が抱える課題へ対応していかなければならないと考えております。

このため、本会は以下の基本方針に基づき、能動的かつ積極的に事業活動を展開していきます。

1. 組合の新規事業展開等への支援

社会・経済環境の変化に伴い、組合員企業の戦略は一段と多様化しており、加えて世代交代等により、共同事業ニーズも様々に変化している。こうした中で、組合は既存事業や運営体制等を見直し、組合員企業の経営革新、効率化等を進め、その競争力強化に寄与していくことが求められている。

このため、新たな事業展開や新分野進出等を図ろうとする組合に対して、中小企業新事業活動促進法による経営革新支援策等をはじめ、様々な中小企業施策を活用し、積極的な提案、支援、指導を行っていくものとする。

2. 個別組合への指導、サービスの充実強化

課題対応型支援指導として組合ミニ診断を実施するとともに、地域別、業種別に組合を類型化してその課題を把握し、組合毎に継続的、集中的にその改善に向けたオーダーメイド支援として「組合等活性化支援プロジェクト」を実施していくものとする。

3. 新連携への取組強化

平成 17 年 4 月、「中小企業新事業活動促進法」が制定されたことに伴い、異分野の中小企業等が技術・ノウハウの「摺り合わせ」を通じて強みを相互補完する連携体を構築し、細分化していく市場ニーズに即応し高付加価値の製品・サービスを創出する、「新連携」が重要になってきている。

これに積極的に対応し、連携組織の発掘と技術支援から市場化に至るまでの連携組織の継続的な支援に努めるとともに、特に産学連携や販路先との連携による新市場の開拓については一層支援を強化することとする。

4. ワンストップサービスの充実強化

組合及び組合員企業等への経営、金融等総合的なサービスを提供するため、岩手県信用保証協会及び商工組合中央金庫盛岡支店等との相互連携・協力を強化し、経営・金融面などのワンストップサービスの充実強化に努めていくとともに、窓口相談の機能を強化し、質の高いワンストップサービスを組合等へ提供していくものとする。

5. 政策提言活動の強力な推進

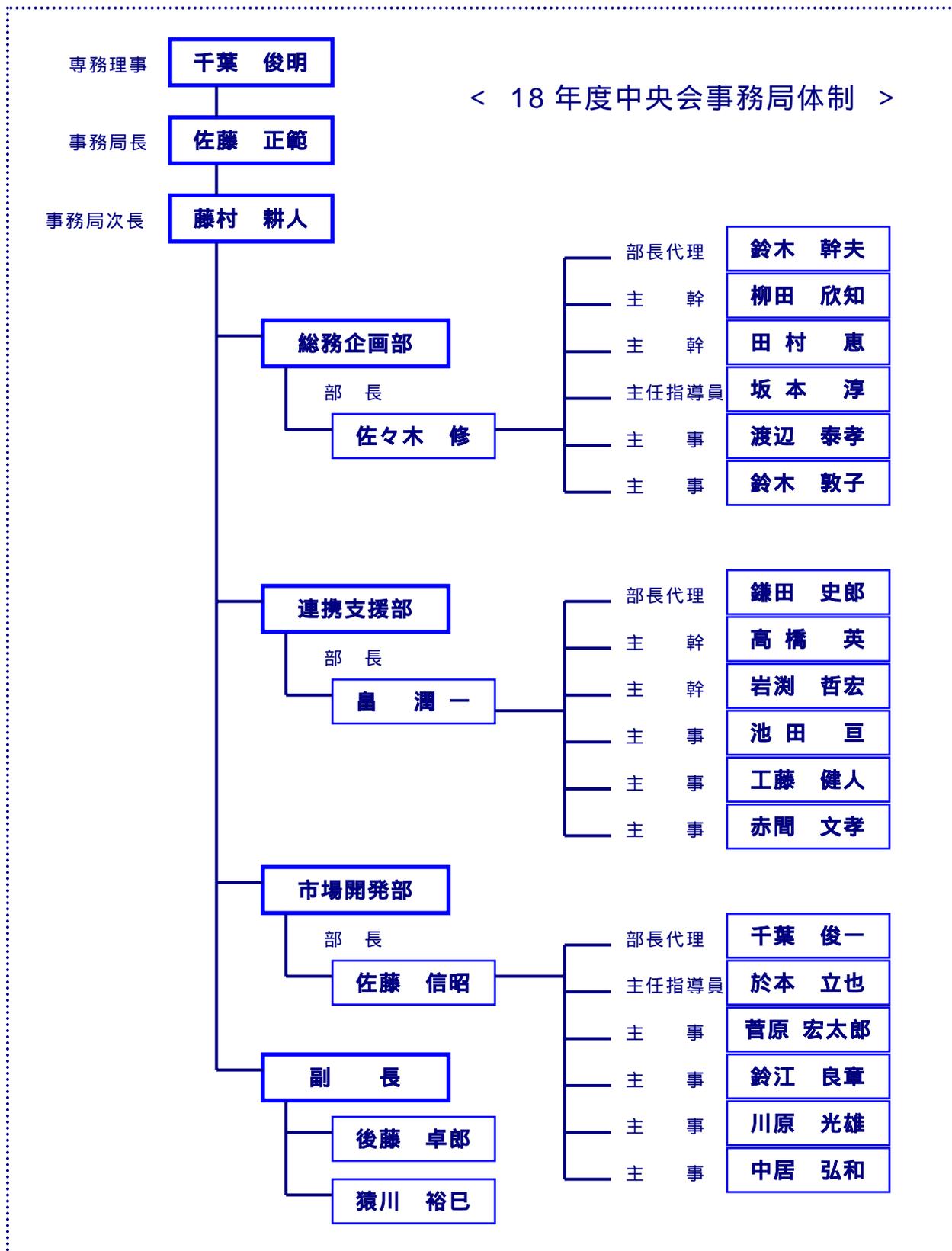
国・県及び関係支援機関等との緊密な連携をとり、中小企業及び組合の経営と政策要望ニーズを的確に把握し、それらの要望実現のためあらゆる取り組みを一層強化していくこととする。

なお、政策要望ニーズを的確に把握することを目的に、専門委員会及び地区別懇談会を開催する等、組合・企業の視点に基づいた政策提言活動に努めるものとする。

平成 18 年度中央会事務局体制

平成 18 年 4 月から、中央会の事務局体制が以下のとおりとなります。

会員組合及び連携グループ等の皆様に対しましては、新体制を通じて一層質の高いサービスの提供に邁進致しますので、本年度もよろしくお願い申し上げます。



平成17年度の組織化状況 11組合設立認可

平成17年度に設立された組合総数は11組合、うち事業協同組合は9組合、企業組合が2組合となりました。近年、企業組合の設立件数が事業協同組合を上回る年が続いておりましたが、昨年度は事業協同組合の設立が大幅に増加しました（一昨年4組合）。これは、現下の厳しい経済状況を克服するため、あるいは新たな事業展開の手段として、改めて中小企業連携の有効性が認識されてきているものと考えます。

新設組合の概要は次のとおりです。

< 事業協同組合 9組合 >

	組 合 名	所在地	組合員数	主 な 事 業
1	(協) 森林のくに遠野・協同機構	遠野市	11	製材製品、建築資材等に関する共同受注斡旋
2	盛岡市総合ビルダー(協)	盛岡市	5	建築工事・土木工事等の共同受注・受注斡旋
3	宮古・久慈港物流事業(協)	宮古市	5	建築土木資材の共同販売
4	バイオマスエネルギー(協)	盛岡市	5	バイオマス製品及び商品の共同販売
5	東日本情報支援(協)	大船渡市	7	共同購買 ETC共同精算
6	(協) 蓮設計	一関市	4	建築工事の設計、監理等の共同受注
7	八幡平市建設(協)	八幡平市	56	森林保護、資源の保全等の環境整備
8	岩手コンポジット事業(協)	釜石市	6	強化プラスチック製品の共同受注
9	大船渡国際港湾ターミナル(協)	大船渡市	16	ハーバークレーンの設置及び管理運営

< 企業組合 2組合 >

	組 合 名	所在地	組合員数	主 な 事 業
1	(企) 味工房楓	宮古市	4	調理食品の製造・販売
2	S K I (企)	矢巾町	4	一般貨物自動車運送事業

2006 女性起業家セミナー開催！

去る3月7日盛岡市ホテルルイズにおいて2006女性起業家セミナーを開催しました。本セミナーは今年度で第8回目を数え、今回は32名の参加を頂きました。

本年度は、『あなたの「夢」が街を人を元気にする！～創業で一人ひとりの夢をかなえよう～』をテーマに『夢』と『チャレンジ精神』を武器に自ら新しいステージへと駆け上がった3名の女性から『起業・創業』についてご講演いただきました。

最初に、県内での女性の起業事例として、お二人より事例発表をしていただきました。

お一人目は、盛岡市手代森でWebマーケティング、リメイク衣料雑貨開発を行っている(有)銀河代表取締役の南幅直実さんより、起業家に求められる心構え、考え方やご自身が起業家を目指したストーリーについてお話を頂きました。特に起業家を目指すためには、しっかりと目標を定め、その目標に対し、自らを鍛錬することの重要性を強く感じられました。

事例発表2人目は、盛岡市津志田でフレンチレストラン『ル・グラン・ブルー』を営む(有)大勢産業代表取締役の伊勢千賀子さんより、証券会社のOLから調理師を目指し調理師学校へ、それからホテルの厨房に就職、そこで味わった理想と現実のギャップ、そして一念発起し自らの夢をかなえるため起業家への道を踏み出し、苦悩の末にやっと実現した「気軽に食べられるフレンチレストラン」の開業に至った経緯について発表を頂きました。

基調講演の講師には、今年1月に「いわてビジネスグランプリ」のイノベーション部門のグランプリを受賞した(株)ホップス代表取締役の工藤昌代さんをお迎えし、『創業とは？岩手で創業するために必要なこと』と題してご講演いただきました。講演では、現在の会社を起すまでにコンピュータ業界に出向という形で様々な職場を体験するなど環境変化を上手く自身の価値として蓄積し、活かしてきたこれまでの経験についてお話いただきました。

特に、人とのコミュニケーションの大切さ、「何でもやる」というポジティブな気持ちの持ち方や情報を集めることの重要性についてご講演いただきました。

岩手で創業するために必要なことについて「地方ならではの様々な縁を大切にすることによって東京で起業するよりもビジネスの展開が図りやすい。」と工藤さんは述べているとおり、岩手だからできる人や物とのネットワークを活かしたビジネスモデルを考えることが非常に起業する際に重要であると感じました。



(株)ホップス工藤昌代さん

～ 平成18年度第1・四半期官公需発注ニュース ～

国等の中小企業向け物品等の発注計画は、次のとおりとなっていますので受注希望組合及び事業所は、直接、官公庁へお問い合わせください。国等の中小企業向けの物品の発注計画は次のとおりです。

・ 中小企業向け官公需特定品目

(単位:千円)

発注機関名	調達方法							1回当たり発注数量
	品名	数量	金額(千円)	規格・仕様等	入札方法	時期	入札場所	
盛岡地方法務局 TEL:019-624-1144 FAX:019-624-1248	機械すき和紙	400	12	トイレットペーパー	指名入札又は随意契約	4～6月	本局	200 (5,500円)
	印刷	1,000	380	別途計画	指名入札又は随意契約	4～6月	本局	250 (94,000円)
	事務用品	-	1,000	別途計画	指名入札又は随意契約	4～6月	本局	-
	台所・食用品その他	-	10	別途計画	指名入札又は随意契約	4～6月	本局	-
岩手河川国道事務所 経理課契約係 TEL:019-624-3131 FAX:029-623-0858	ファイル外購入(単価契約)	-	2,500	-	一般競争	4～5月頃	岩手河川国道事務所	200千円程度
	コピー用紙購入(単価契約)	220 1,500	2,500	A3, A4	一般競争	4～5月頃	岩手河川国道事務所	200千円程度

通常総会の運営と終了後の事務処理について

3月決算の組合では、この時期、通常総会の準備でお忙しい日々をお過ごしのことと思います。通常総会は、過去1年間の組合活動の報告や決算の承認、新年度の事業計画・収支予算の設定、今後の活動方針など、組合全体の意志を決定する最高議決の場であり、その開催手続きや議決方法などは、法律や定款の定めに従って適切に行う必要があります。本項では、総会運営の留意点と総会終了後に要する事務処理等について特集します。

総会の運営について

1. 総会の招集

総会の招集は、理事会の議決を経て、理事長が書面にて行います。書面には予め理事会で決定された日時、場所、提出議案を記載し、総会会日の10日前までに組合員に到達するように通知することが必要です。通常総会は、事業年度終了後2ヶ月以内に開催することが義務付けられています。法人税などの税務申告を考慮して余裕をもった会日を設定してください。

2. 総会の成立条件

総会の議決は適法な招集手続きを経たうえで出席した組合員が定足数（総組合員数の半数以上）を満たしてはじめて成立します。出席した組合員の数は書面又は代理人により議決権を行使する組合員の数も含まれますが、代理人による場合は委任状を提出することが必要です。また、代理人の範囲・代理することができる組合員の数は定款に規定されていますので注意してください。

3. 総会の提出議案と議決

通常総会への提出議案は、組合法や定款で定められている議決事項を確認し、理事会の審議を経て、総会に提出する必要があります。また、定款で定めがある場合には緊急議案も上程できますが、その議決権の行使は本人出席している者に限られます。なお、除名など事前に手続きの必要な議案は、緊急議案として無効とされますし、組合員全体に深く関係する定款変更や解散などの特別議決を要する議案を取り上げることは避けるべきです。

4. 役員選挙

役員選挙は定款に定められた方法で行わなければなりませんので、事前に定款を確認し、選挙前には定款に定められた方法を説明し議場に諮ることが必要です。投票の規定がある組合は予め投票用紙などの準備をしておくべきでしょう。

主な総会議決事項

(中小企業等協同組合の場合)

法定議決事項	
普通議決	決算関係書類の承認 収支予算案及び事業計画の設定 経費の賦課及び徴収の方法 役員改選 規約の制定・改正又は廃止 など
特別議決	定款の変更 組合員の除名 組合の解散 組合の合併 など 3分の2以上の賛成で決する

任意議決事項	
普通議決	借入金残高の最高限度額 1組合員に対する貸付又は債務保証の残高の最高限度額 加入金 役員報酬 過剰金 その他理事会で必要と認める事項

【通常総会の事務処理】

5. 議事録の作成

総会の議事は 招集年月日 開催の日時及び場所 組合員総数及びその出席者数 出席者中書面又は代理人によって出席した組合員数 議長選任の経過、議事の経過の要領及び議案別の議決の結果（可決・否決の別及び賛否の議決権数）等を記載し、議長及び出席した理事が署名捺印（記名捺印）することが必要です。

通常総会終了後の流れ

1. 理事会の開催... 役員を改選した場合は理事会で役付理事の選任を行います。
2. 欠席組合員への通知... 決議事項の通知は非常に重要です。
3. 経理処理等... 剰余金処分の振替記入、組合員の持分計算、脱退者への払い戻し、配当金の支払い、総会議事録の作成等を要します。
4. 所管行政庁への提出... 届出、認可申請等は、所定の申請書（A4版）に関係書類を添付して所管行政庁に提出します。中央会にも提出願います。

< 添付書類 >

(1) 決算関係書類

通常総会で承認を受けた日から2週間以内（共済事業を行っている生活衛生同業組合は事業年度終了後遅滞なく）に提出します。

事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書、剰余金処分又は損失処理の方法を記載した書面
総会議事録又は謄本

(2) 役員の変更届出

役員改選があった場合、就任日の翌日から2週間以内に提出してください。

変更した事項を記載した書面
（新旧役員の比較対照表）
変更年月日及び変更理由を記載した書面
総会議事録又は謄本
理事会議事録又は謄本

(3) 定款変更の認可申請

定款の変更は認可されることで初めて効力を発しますので、速やかに行いましょう。
（認可申請書は正本2通、協業組合・商工組合は正本2通と写し1通、生活衛生同業組合は正本1通と写し2通を要します。）

変更理由書
変更しようとする箇所を記載した書面
総会議事録又は謄本

5. 変更登記... 代表理事以外の方が申請する場合は、委任状が必要です。

- (1) 代表理事変更... 就任承諾日の翌日より起算して2週間以内（再任の場合も必要です。)

再任の場合	総会・理事会議事録又は謄本	就任承諾書	定款
新任の場合	前記書類一式	印鑑届出（理事長印）	印鑑証明書（新代表理事個人の実印）
	新代表理事を選任した理事会議事録に記名捺印した理事全員の印鑑証明書		
	（前代表理事が理事に残り、当該議事録に前代表理事が届出である理事長印を押印した場合は添付不要）		

(2) 定款変更（登記事項のみ）

所管行政庁より定款変更認可書が到着した日の翌日から起算して2週間以内。

総会議事録又は謄本
定款変更の認可書

）出資総口数及び払込済出資総額の変更登記については、事業年度末の総額で一括登記できます。

この場合は、事業年度終了日の翌日より起算して4週間以内に行う必要があります。

6. 納税申告及び納税... 事業年度終了後2ヶ月以内に行います。（但し、総会終了後）

持分の払戻しに伴う経理処理について

本項では、組合脱退者に対する持分の払戻しに伴う経理処理について特集します。持分の払戻方法については、定款参考例では第 14 条に規定されています。持分を払い戻す際は、組合それぞれの定款規定に従って処理することが必要です。

ここでは、「出資額限度による払戻し」の経理処理についてご紹介します。組合の持分払戻方法が「出資額限度」の場合、定款の規定は以下のとおりとなっています。

(脱退者の持分の払戻し)

第 14 条 組合員が脱退したときは、組合員の本組合に対する出資額（本組合の財産が出資の総額より減少したときは、当該出資額から当該減少額を各組合員の出資額に応じて減額した額）を限度として持分を払い戻すものとする。ただし、除名による場合は、その半額とする。

出資額限度による払戻し

加入時に払込みを受けた出資金の同額を脱退時に払い戻すことを原則とする方法

【ケース】組合の正味財産が出資金の総額以上である場合

1. 年度末の経理処理

脱退者の出資金を未払金に振替える

出資金 100,000 未払金 100,000

脱退者の持分額 100,000 円
脱退者の出資額 100,000 円

2. 総会終了後、脱退者に持分を払い戻す

未払金 100,000 現金 100,000

持分を受け取った脱退者の経理処理

現金 100,000 組合出資金 100,000

【ケース】欠損金があり正味財産が出資金の総額を下回る場合

1. 年度末の処理

脱退者の出資金を未払金に振替える

出資金 100,000 未払金 100,000

脱退者の持分額 80,000 円
脱退者の出資額 100,000 円

2. 総会終了後、脱退者に持分を払い戻す

未払金 100,000 現金 80,000

減資差益 20,000

3. 払戻しを行った事業年度末の処理

減資差益 20,000 資本準備金 20,000

【ケース】行方不明になっている組合員への持分払戻し

1. 年度末の経理処理

出資金 100,000 未払金 100,000

脱退者の持分額 100,000 円
脱退者の出資額 100,000 円

2. 時効成立による未払金の取崩し（益金として処理する）

未払金 100,000 雑収入 100,000

脱退者の持分払戻請求権は、権利の取得から 2 年間行使しない場合は時効により消滅します。

市町村合併に伴う定款変更について

昨年来より県内市町村の合併は急速に進み、現在は13市16町6村の新しい市町村構成となりました。これに伴い、組合によっては定款を変更するなど、いろいろな事務作業が発生する場合があります。そこで今回は、市町村合併に伴う定款変更等についてお知らせします。

定款のどこが変わるか

定款のどこが変わるかは、(地区)の条、(事務所の所在地)の条、(組合員の資格)の条などの「住所表示がなされている」部分がその対象となります。

但し、企業組合や協業組合の定款では(地区)の規定がありませんし、商店街振興組合では(事務所の所在地)が地番まで表示されているなど、組合によって表記の違いがあります。

例えば事業協同組合の場合は、次の条文などです。

(地区)	第3条	本組合の地区は	の区域とする。
(事務所の所在地)	第4条	本組合は、事務所を	に置く。
(組合員の資格)	第条	本組合の組合員たる資格～	
	(1)	市の指定	工事店 等々

定款がどのように変わるか

合併の形態により改名した自治体、吸収した(若しくは「吸収された」)自治体もあり、一概に定款がどのように変わるかは論じられませんので、ここでは新宮古市や新一関市を例に、ケース分けして考えることにします。

ケース 「合併後に市(町村)名が変わる」及び「新市(町)全体に地区を拡大する」

合併前は「第3条 本組合の地区は、下閉伊郡田老町の区域とする。」という組合の場合を考えますと、合併により「下閉伊郡田老町」「宮古市田老」に変わりました。

ここで、旧田老町だけでなく旧宮古市と旧新里村も組合の地区とする場合(拡大)、定款の(地区)は「第3条 本組合の地区は、宮古市の区域とする。」となります。(事務所の所在地)についても、変更を要する場合は所要の変更を行います。

ケース 「合併後に市(町村)名が変わる」及び「新市(町)全体に地区を拡大しない」

合併前は「第3条 本組合の地区は、下閉伊郡田老町の区域とする。」という組合の場合を考えますと、合併により「下閉伊郡田老町」「宮古市田老」に変わりました。

ここで従来どおり旧田老町のみを組合の地区とする場合(拡大しない)は、定款の(地区)は「第3条 本組合の地区は、宮古市田老の区域とする。」となります。(事務所の所在地)についても、変更を要する場合は所要の変更を行います。

「本組合の地区は旧下閉伊郡田老町の区域とする。」のような「旧～」という表現は使えません。

ケース 「合併後に市名が変わらない」及び「新市全体に地区を拡大しない」

合併前は「第3条 本組合の地区は、一関市の区域とする。」という組合の場合を考えますと、合併しても旧「一関市」の名称は、「一関市」のままです。

ここで、単に「一関市の区域とする」のままですと、新一関市全体に地区拡大してしまいます。これで困る場合は、旧一関市のみを地区とするという表現に改めることとなります。旧一関市のみを組合の地区とする場合(拡大しない)は、定款の(地区)は「本組合の地区は一関市(一関市花泉町、一関市大東町、一関市千厩町、一関市東山町、一関市室根町、一関市川崎町を除く)の区域とする。」となります。(事務所の所在地)についても、変更を要する場合は所要の変更を行います。

ケース 「合併後に市名が変わらない」及び「新市全体に地区を拡大する」

合併前は「第3条 本組合の地区は、一関市の区域とする。」という組合の場合を考えますと、合併しても旧「一関市」の名称は、「一関市」のままです。

ここで、新一関市全体を組合の地区とする場合(拡大する)は、従来の定款表記と変わりませんので、定款変更を要しません。

法務局が変更してくれる箇所があります

法務局に登録されている組合事務所の住所、組合理事長の住所は、登記官が職権で変更してくれる部分です。よって、組合の定款変更の際しても、これについての変更登記手続きは不要です(組合理事長の住所については、法務局により取り扱いの違いがありますので、所轄法務局にご確認下さい)。

組合名称の変更を行う場合の注意

合併に伴い、組合の名称を変更する場合もあると思いますが、事前に管轄法務局で類似商号の調査を行ったほうが良いでしょう。類似名称の調査には登記所で「商号見出簿」を閲覧して下さい。閲覧は無料ですが、窓口で閲覧申請書の提出が必要です。

その他

(1)定款変更の手続き

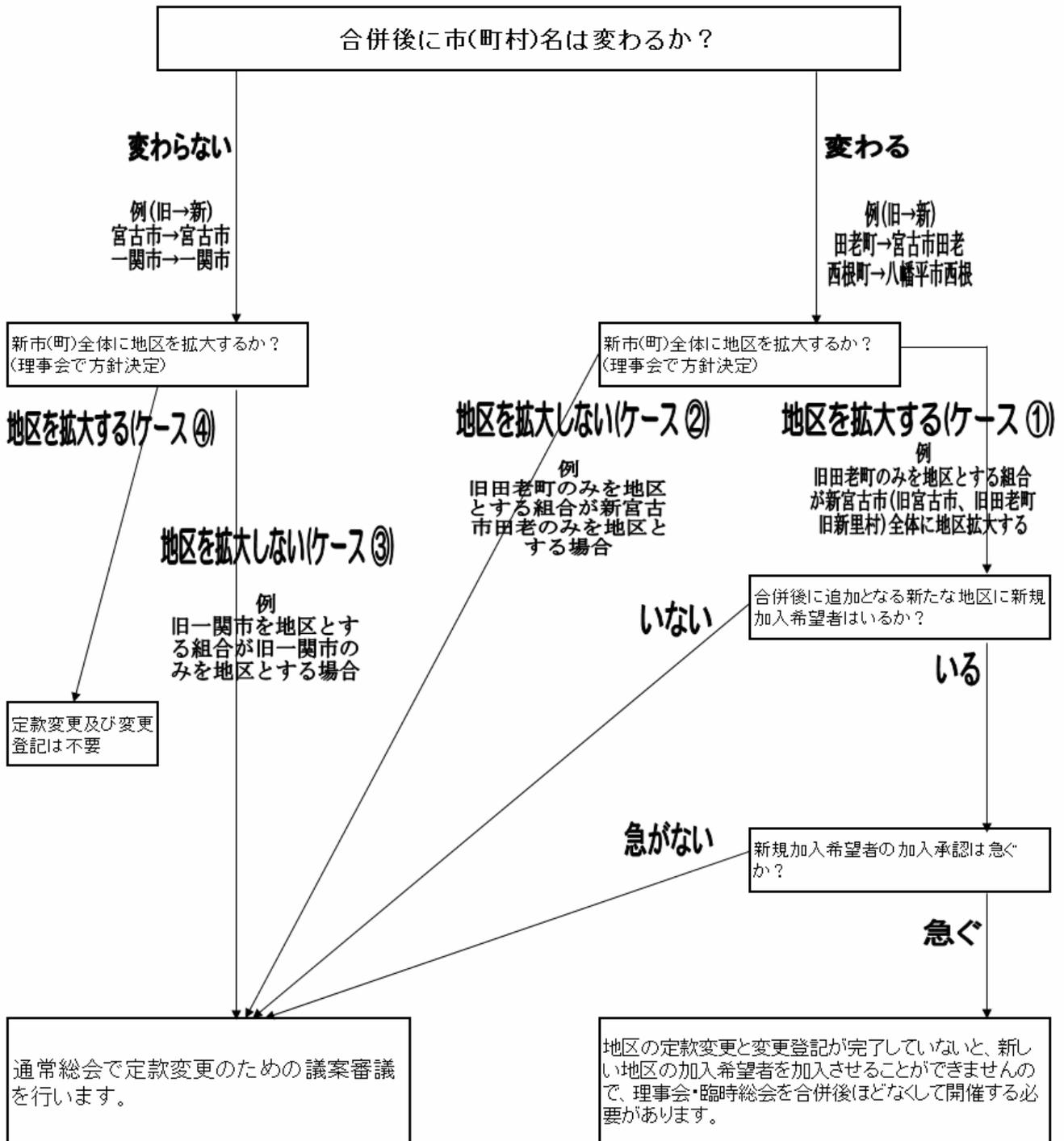
市町村合併に伴う定款変更をする前に、理事会で方針(地区拡大する・しない等)を決定することになります。理事会決定の後、総会で定款変更の議案審議を行い、「総組合員の半数以上が出席し、その議決権の3分の2以上の多数による」特別議決で承認されます。

定款変更の認可申請については、総会終了後速やかに提出とされており、認可を受けない限り効力はありません。登記は定款変更認可書が到達した日の翌日から起算して2週間以内に登記しなければなりません。

(2)合併が無かった市町村にある組合でも...

今回、市町村合併を行わなかった市町村に住所を有する組合でも、定款の記載によっては定款変更・変更登記を要する場合があります。例えば「釜石市」は今回合併は無かったのですが、釜石に住所を有する組合で、定款の地区が「第3条 本組合の地区は、釜石市及び上閉伊郡宮守村の区域とする。」の場合は、「上閉伊郡宮守村」「遠野市宮守町」に変わりましたので、「第3条 本組合の地区は、釜石市及び遠野市宮守町の区域とする。」のように定款変更・登記を要する場合があります。

なお、ケース毎のフロー図を下記に掲載しますので、ご参考下さい。





情報連絡員レポート

2月分 景況感は総じて横這い

全体の概要

前月に続いて、一般機器製造業等では回復の動きがみられると共に2月中旬までの大雪と寒波に伴い、事故車や脱輪のトラブル処理等の増加により自動車整備業では売上が例年より増加傾向となった。しかし、その他の製造業及び運輸業や建設業関連等の非製造業では、原油価格の高騰、公共工事の削減、消費の伸び悩み等により、依然として収益・景況感の悪化が目立っており、本県中小企業の経営環境は、総じて厳しい状況が続いている。

主な業界及び地域組合等の動向

菓子製造業

良いところ、悪いところパラツキはあるが、総じてみると前年同月の業況に近づいてきた感がある。しかし、前半も一昨年と比較すると相当悪い業況であったため、楽観は出来かねるが、このまま下げ止まりが続いて欲しい。

酒類製造業

自己破産1件(岩手川)。売上げの低迷と資金繰りの悪化。

木材チップ製造業

沿岸・県北地域は出材が回復したが、県南部は残雪多くまた、融雪により林道が通行できる状態にない。特に広葉樹原木の在庫は底を付いている。

生コンクリート製造業

2月は例年どおり減少となり、全県では前年同月比97%となった。100を上回らなかったのは沿岸地区(60%)だけでここが足を引っ張ったことになる。しかし、累計で100を超えたところはない。盛岡地区は民需が旺盛である。

一般機器製造業(北上市)

設備投資が目立って来ている。

水産物卸売業(盛岡市)

2月の水産物取扱高は取扱量で1,595t 前年同月比4.8%、取扱金額で1,283百万円前年同月比4.2%となった。

各種商品小売業(大船渡市)

例年であれば春物関係が動く時期だが、依然として寒さが残っていることから動きは鈍い。

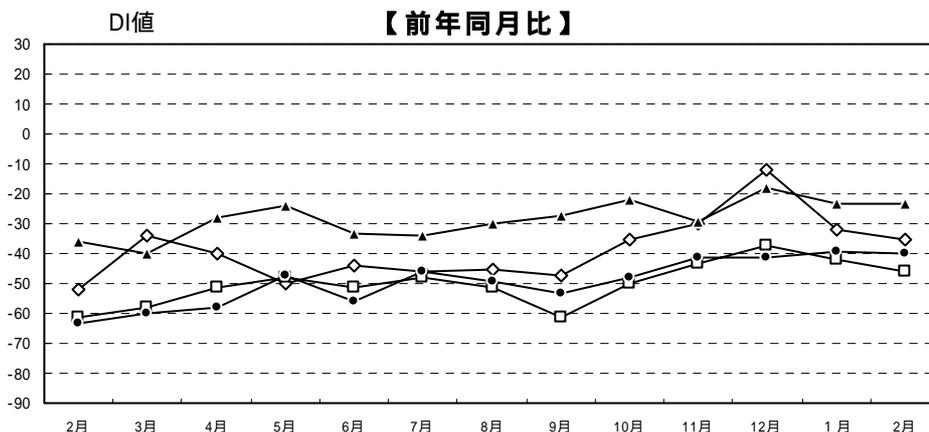
商店街等(盛岡市)

加盟店の2月のクレジット取扱高は昨年よりも増加しているが、一部店舗閉店セール取扱高によるもので、全般に減少している。ダイエー盛岡店閉店後の通行量も減少しているように各店で感じている。商店街の不足業種の最寄品を含め、紳士服、肌着関連の購買が出来ず迷惑をかけている状況である。直営駐車場の動向としては、昨対より伸びており、飲食関連の業態も少々であるが戻って来ているようだ。

一般貨物自動車運送業

燃料(軽油)価格が、1月比2.5円の値上げ。3月も2円の値上げ要請が来ている。4~6月にかけて製油所の定期修理のため、値下げの様子は見られない。

売上等の動向(全業種DI値)



景気動向指数

DI (デフュージョンインデックス) 値
DI 値は「好転」業種割合から
「悪化」業種割合を差し引いた
数値

- ... 売上受注
- ... 収益状況
- ... 資金繰り
- ... 景況

組合運営 Q&A

本稿では、組合を運営していくうえで生じやすいと思われる質問・疑問について、一問一答形式でお答えしていきます。

Q . 本組合（事業協同組合）の代表理事が、任期途中で理事を辞任してしまいました。

- 1 この代表理事は、理事としての退任によって代表理事の地位も失うことになるのでしょうか。
- 2 もしそうならば、その代表理事の残任義務はどのようになるのでしょうか。

A .

- 1 代表理事については、中協法は、商法規定を準用しており、理事会において理事の中から選任することになっています（商法 261 条 中協法 42 条）。したがって、代表理事は理事であることが前提となりますから、理事の任期満了、辞任、解任などによって理事を退任した場合には、代表理事も当然退任することになります。
- 2 理事の残任義務についても、中協法は、商法規定を準用しており、理事の退任によって理事に欠員（定数割れ）を生じた場合には、任期満了または辞任による退任者は、後任者が選出されるまで引き続き理事としての権利義務を有することになっていますが、代表理事についてもこの規定が準用されています（商法第 258 条第 1 項 商法第 261 条第 3 項 中協法 42 条）。ご質問の場合、代表理事としての残任義務の有無については以下の 3 つのパターンに区分する必要があります。

その退任によって、理事の定数を欠く場合には、退任者は理事としての残任義務を負うと同時に、後任の代表理事が選出されるまでは、代表理事としての残任義務も負うことになります。

その退任によって、理事の定数を欠いても、理事会の選任により代表理事には欠員を生じない場合には、退任者は単に理事としての残任義務を負うだけで、代表理事としての残任義務はありません。

その退任によって、代表理事を欠いても、理事には欠員を生じない場合には、一見、代表理事に欠員を生じているので、退任者は代表理事としての残任義務を負うかのようですが、この場合には、退任者は理事としての権利義務者ではないので、代表理事の地位が理事の資格を前提としている法の趣旨からして、代表理事としての残任義務はないとされています。

組 織 化 動 向

大船渡国際港湾ターミナル協同組合 多目的クレーン等の設備の設置・運営管理事業を行い、大船渡港への外貿コンテナ航路の早期開設及び大船渡港物流圏域の輸送コストの低減による経済振興、大船渡港の物流拠点形成並びに雇用の拡大、大船渡港の機能の拡充並びに利用を促進することを目的として設立。	理事長	宮澤 信平	出資金	560万円
	住 所	大船渡市	組合員	16名
	事 業	・組合員のためにするハーバークレーンの設置及び管理運営 ・教育情報事業 ・福利厚生事業		

会 員 動 向

宮古市末広町商店街振興組合	創立30周年記念祝賀会	3 / 9
	宮古市末広町商店街振興組合（理事長 佐香英一氏）が創立30周年を迎え、祝賀会がホテル沢田屋にて盛会に催された。	



【中央会主催事業等のスケジュール】

月 日・時 期	内 容	担 当 部
4月11日(火)	組合自治監査講習会 場 所 岩手県民会館 時間 13:30 ~	総務企画部
4月26日(水)	第51回中央会通常総会 場 所 ホテル東日本	総務企画部

主要日誌 (3月1日~3月31日)

<p>中央会主催・関連事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・商店街活性化シンポジウム (3/6) ・女性起業家セミナー (3/7) ・組合運営基礎研修会 (3/8) ・中央会理事会 (3/16) ・組合決算講習会 (3/23) 	<p>関係機関・団体主催行事への出席等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・岩手県信用保証協会理事会 (3/17) ・まちづくり3法に関するブロック別説明会 (3/17) ・自由民主党岩手県支部連合会定期大会 (3/18) ・高等学校就職問題検討会議 (3/22) ・岩手県職業能力開発協会理事会 (3/22) ・財団法人岩手産業文化センター理事会 (3/23) ・岩手県地域労使就職支援機構定時総会 (3/24) ・社団法人岩手県産業貿易振興協会理事会 (3/24) ・YOSAKOI さんさ実行委員会 (3/24) ・北上川流域ものづくり産業支援プロジェクト 支援機関連携会議 (3/24) ・森からの新ビジネス交流会 (3/27) ・財団法人いわて産業振興センター理事会 (3/27) ・岩手県空港理事促進協議会幹事会 (3/28) ・社会福祉法人岩手県共同募金会評議員会 (3/29) ・財団法人岩手経済研究所理事会・評議員会 (3/29) ・財団法人岩手県生活衛生営業指導センター理事会 (3/29)
<p>関係機関・団体主催行事への出席等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中小企業のものづくり基盤技術の高度化に 関する支援等に関する全国講習会 (3/1) ・岩手産業保険推進センター第2回運営協議会 (3/6) ・岩手県独立行政法人雇用・能力開発機構運営協議会 (3/7) ・社団法人岩手県障害者雇用促進協会理事会 (3/8) ・中小企業大学校関係機関連絡会議 (3/8) ・岩手地方労働審議会 (3/10) ・花巻・大連間の相互チャーター便運航実行委員会 (3/10) ・宮古市末広町商店街振興組合創立30周年記念祝賀会 (3/11) ・経営高度化推進事業推進委員会 (3/14) 	